

当文教厚生委員会に付託された案件については、12月12日の午後1時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第74号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

学校教育指導事業のうち、新制服の無償貸与について、対象となるのはどのような家庭か。また、保護者にはどのように周知するのか。とに対し、

貸与の対象は、経済的に困窮しており、新制服を購入する費用がないうえ、就学援助等が受けられない家庭や、急な転入により新制服が準備できない家庭など、特別な事情等で購入困難な場合を想定しています。

保護者への周知については、必要な家庭へ個別に案内する予定です。とのこと。

貸与用の制服は、サイズなど、利用者に合わせたものを購入する必要があると思うが、どのように購入するのか。とに対し、

貸与する頻度が高いと思われるサイズをあらかじめ数着購入し、その後は、貸与する生徒に合わせて随時購入していくことを考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第77号、議案第78号、議案第91号の3議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。